第11回特別弔慰金の申請期限は3月31日(金)まで

戦没者などのご遺族の皆さまへ

戦没者などのご遺族に対する特別弔慰金(第11回特別弔慰金)の申請期限が迫っています。期限内に申請しないと失権し、申請できなくなりますのでご注意ください。

■支給要件

令和2年4月1日(基準日)時点で公務扶助料などの年金給付の受給権者がいないこと

■支給対象者(戦没者からみた続柄)と支給順位

- (1) 弔慰金の受給権を取得した方(妻など)
- (2) \neq
- (3)戦没者と生計関係を共にしていた ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹の順
- (4)上記(3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹の順 (令和2年4月1日時点で、婚姻により姓が変わっている 方または遺族以外の方と養子縁組をしている方など)
- (5)上記以外の三親等内親族 (戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を 共にしていた方に限る)
- ※上記の対象者は、戦没者の死亡日までに産まれていたことが第 1条件となります。なお、子については戦没者の死亡当時の胎児 も含まれます。

■支給の内容

額面25万円(1年間に5万円を5年間)記名国債

■申請期限

令和5年3月31日(金)

(期間内に申請を行わないと、時効で申請できなくなります) ※申請時に、本人確認書類などが必要になります。

※初めて申請する方は、戦没者との関係を示す戸籍が必要になる 場合があります。

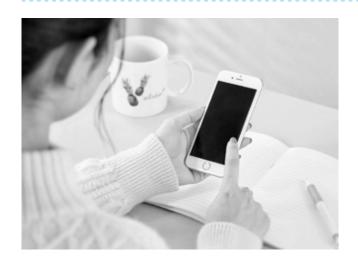
該当すると思われる方、該当するか不明な方は、下記へご連絡・ご相談ください。

問い合わせ

小川地区:福祉事務所小川支所(小川総合支所1階) 美野里地区:福祉事務所美野里支所(市役所本庁1階) 玉里地区:社会福祉課 社会福祉係(玉里総合支所2階) ☎0299-48-1111(共通)

口座振替がネットで申し込めるようになりました!

固定資産税・軽自動車税・市県民税・国民健康保険税の 4 税対応



税金は納付期限までに納めましょう

口座振替のネット申し込みなら安心・便利・簡単

- ・スマホ、PC、タブレットで自宅からでも手続き可能
- ・一度登録すれば納め忘れの心配なし
- ・納税の手間を省いて、空いた時間を有効活用

■取扱金融機関(ネット申込対応)

常陽銀行・筑波銀行・東日本銀行・茨城県信 用組合・ゆうちょ銀行

問い合わせ

収納課 収納係 ☎ 0299-48-1111 (内線 1186・1187・1188)

